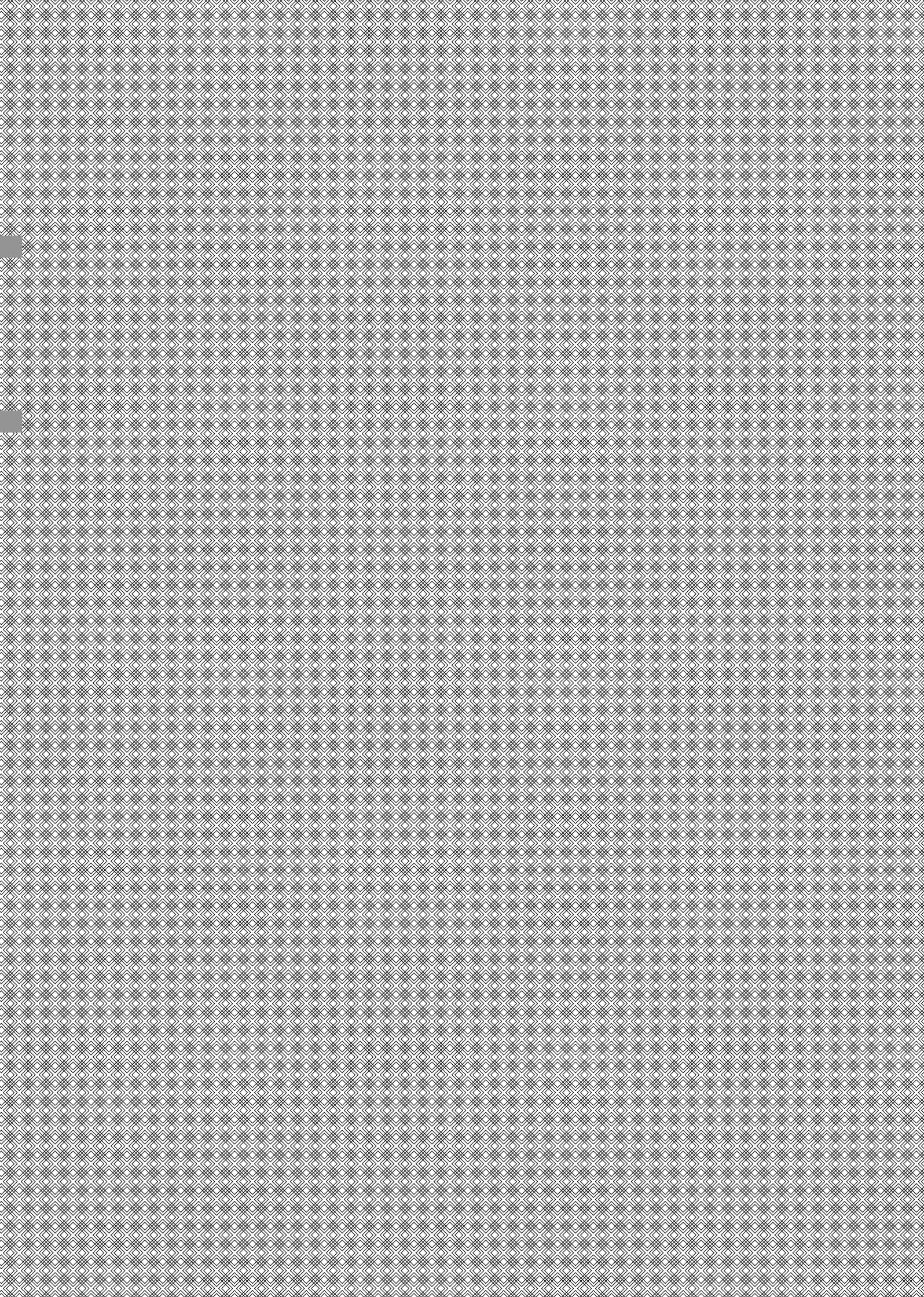


住民税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

個人住民税に関し、次の(1)及び(2)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る分離課税について述べる必要はない。

- (1) 個人住民税における「住所」の意義及びその認定の方法
- (2) 個人住民税均等割及び所得割の趣旨、課税の方法、徴収の方法、税率及び非課税措置(所得税との相違点について言及すること。)

問 2 (25 点)

個人住民税における申告手続に関し、次の(1)～(3)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る申告書について述べる必要はない。

- (1) 申告義務の概要
- (2) 所得税の確定申告書が提出された場合の取扱い
- (3) 総務大臣が指定する都道府県等への寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例制度(いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」)の概要

〔第二問〕 — 50 点—

X県Y市に住所を有する甲及び甲の家族の令和4年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

甲及びその家族が令和5年度分としてX県へ納付すべき県民税及びY市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和4年度分の個人住民税額(令和4年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

なお、X県及びY市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第47条の3の規定に基づき、基本額を35万円、加算額を21万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていない。また、Y市は政令市に該当しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和33年10月10日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A社から支払を受けた給与収入金額 8,620,000円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の勤務状況

昭和62年4月1日 A社に就職

令和4年5月31日 A社を退職

・ A社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和4年6月10日支給) 22,800,000円

③ 利子所得に係る収入金額

・ 甲を名義人とする定期預金の利子 17,000円

(支払日 令和4年2月8日、支払者の所在地 X県)

・ 甲を名義人とする特定公社債の利子 24,000円

(支払日 令和4年10月3日、支払者の所在地 X県)

(注) 全ての利子について源泉徴収され、特定公社債の利子については所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分 | 決算 | 決算月 | 収入年月日 | 株主総会 決議年月日 | 収入金額 |
|-----------|-------|-----|-----------|---------------|---------|
| a 株式(上場) | 年 1 回 | 3 月 | 令和4年5月19日 | 令和4年4月20日 | 170,000 |
| b 株式(非上場) | 年 1 回 | 3 月 | 令和4年9月 3日 | 令和4年8月10日 | 80,000 |
| c 株式(非上場) | 年 1 回 | 1 月 | 令和4年9月21日 | 令和4年8月31日 | 38,000 |

(注1) a 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

(注2) b 及び c 株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において総合課税により申告されているものとする。

(注3) b 及び c 株式に係る収入は、剰余金の配当である。

⑤ 支払社会保険料 1,244,000 円

⑥ 支払生命保険料

- ・ 個人年金保険料(平成 24 年 3 月 31 日締結) 56,000 円
- ・ 一般生命保険料(平成 8 年 7 月 10 日締結) 38,000 円

⑦ 令和 4 年中に支出した寄附金の金額

- ・ Q 県 R 市に対して寄附した金額 30,000 円
- ・ S 県に対して寄附した金額 10,000 円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、Q 県 R 市の領収書及び S 県の領収書が添付されている。なお、Q 県 R 市及び S 県は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

(2) 甲の妻(昭和 34 年 11 月 9 日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 雑所得に係る収入金額等の明細

- ・ 原稿の収入 460,000 円
- ・ 必要経費 35,000 円

② 令和 4 年分の甲の配偶者控除等申告書において、配偶者控除の対象とされている。

(3) 甲の長男(昭和52年4月2日生)(甲の長男の妻と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ B社から支払を受けた給与収入金額 2,012,000 円

② 令和4年中に支出した寄附金の金額

・ T県U市に対して寄附した金額 20,000 円

(注) 甲の長男は確定申告書を提出しておらず、T県U市に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、T県U市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

③ 令和4年分の甲の長男の妻の配偶者控除等申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。

(4) 甲の長男の妻(昭和53年9月5日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ C社から支払を受けた給与収入金額 11,998,000 円

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分 | 決算 | 決算月 | 収入年月日 | 株主総会 決議年月日 | 収入金額 |
|----------|-----|-----|----------|---------------|---------|
| d 株式(上場) | 年1回 | 3月 | 令和4年8月3日 | 令和4年7月9日 | 193,000 |

(注) d株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

| 区分 | 取得年月日 | 譲渡年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡費用 | 譲渡先 |
|----------|----------------|--------------|-----------|-----------|--------|------|
| e 株式(上場) | 令和2年 9月10日 | 令和4年 8月8日 | 3,300,000 | 2,800,000 | 84,000 | 証券会社 |
| f 株式(上場) | 平成28年 6月20日 | 令和4年 8月8日 | 1,426,000 | 1,940,000 | 50,000 | 証券会社 |

(注) 全ての株式の譲渡については源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されており、分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

- ④ 17歳の子(甲の長男の妻と生計を一にし、同居を常況としている。学生。所得なし。)を扶養している(甲の長男の妻の確定申告書において17歳の子は扶養控除の対象者とされている。)
- ⑤ 10歳の子(甲の長男の妻と生計を一にし、同居を常況としている。また、身体障害者手帳を有しており、障害の程度は2級とされている。)を扶養している(甲の長男の妻の確定申告書において10歳の子は特別障害者控除の対象者とされている。)
- ⑥ 医療機関等に支払った金額
- ・甲の長男の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費 50,000円
 - ・子の疾病の診察・治療にかかった医療費 127,000円
- (注) 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
- ⑦ 支払社会保険料 1,446,000円

(5) 甲の長女(昭和54年5月1日生)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額
- ・D社から支払を受けた給与収入金額 5,180,000円
- ② 譲渡所得等に係る収入金額等の明細

(単位：円)

| 区分 | 取得年月日 | 譲渡年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡費用 | 譲渡先 |
|-----|-------------|----------|-----------|---------|---------|-----|
| 絵画 | 平成20年8月8日 | 令和4年9月3日 | 1,350,000 | 630,000 | 92,000 | 個人 |
| 骨董品 | 平成20年8月8日 | 令和4年6月6日 | 420,000 | 940,000 | 78,000 | 個人 |
| 特許権 | 平成27年11月11日 | 令和4年3月8日 | 1,500,000 | 300,000 | 150,000 | 個人 |

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の長女によって証明されている。

- ③ 一時所得に係る収入金額 900,000円
- (注) 一時所得に係る収入金額を得るために支出した金額は存在しない。
- ④ 支払社会保険料 811,900円
- ⑤ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額 150,600円
- ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 1,922,000円
 - ・前年分の所得税額(税額控除前) 96,100円

(注) 平成30年4月1日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、全て8%の税率により課されるべき消費税額等であった。

⑥ 甲の長女は、平成12年12月10日に結婚し、平成13年8月31日に一子をもうけたが、平成30年12月20日に離婚し、以後は再婚していない。

(6) 甲の長女の子(平成13年8月31日生)(甲の長女と生計を一にし、同居を常況としている。国立大学の学生。)の所得等の状況

① 給与所得等に係る収入金額の明細

・ E社から支払を受けた給与収入金額 1,000,000円

② 甲の長女の確定申告書において、甲の長女の扶養親族とされている。

